

第 1.4 版

2014 年 4 月 3 日

提出者別タクソノミ作成要領

東京証券取引所

2014 年 4 月 3 日

修正履歴

版数	改訂日	改訂内容概要
0.1	2013年3月29日	新規作成
0.2	2013年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ EDINET で提供される各種ガイドラインの日付を 2013 年 3 月 21 日に変更 ・ 米国基準及び IFRS のファイル名の規約を追加し、提出ファイル名例を修正
0.3	2013年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ TDnet 決算短信添付資料様式タクソミの追加に伴う修正
1.0	2013年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図 2 の修正 ・ 様式ツリーについての記載を修正
1.1	2013年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7-2 訂正報告時の提出ファイルの記載を変更
1.2	2013年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 EDINET タクソミの公表に伴い、参照ガイドラインの版数を変更
1.3	2013年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「財務諸表本表のみが XBRL 対象」におけるタクソミのインポート・参照に関する説明を追記
1.4	2014年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 1 財務諸表の分割単位(各様式別)について、報告書インスタンス作成要領に統合

本書と金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」との関係

提出者別タクソノミの作成要領は、提出者の作業負荷軽減を目的として「金融庁 EDINET に提出する提出者別タクソノミ」の作成ルールと極力共通化を図っております。

そこで、本文書は金融庁が公開している「提出者別タクソノミ作成ガイドライン(2013年(平成25年)8月21日)」(以下、「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」という。)からの変更部分を中心に記載します。「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と提出者別タクソノミ作成ルールが同様となる箇所については、『金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします』と記載します。

また、「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」で使用している一部の用語については当取引所の用語と読み替えてください。対象となる用語は次のとおりです。

表 1 用語読替表

#	提出者別タクソノミ作成ガイドラインの用語	本書で使用する用語
1	開示書類等提出者	提出者
2	提出者別タクソノミ作成ガイドライン	提出者別タクソノミ作成要領
3	報告書インスタンス作成ガイドライン	報告書インスタンス作成要領

EDINET 向け提出者別タクソノミとの差異概要

EDINET に提出する提出者別タクソノミと TDnet に提出する提出者別タクソノミとのガイドライン上の差異は以下の通りです。

(1) 使用するベースタクソノミ

提出者別タクソノミから必要な EDINET タクソノミ及び「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」をインポートします。

(2) 提出者別タクソノミのファイル名

EDINET に提出する提出者別タクソノミと区別するため、当取引所で定めた提出者別タクソノミのファイル命名規約を適用します。提出者別タクソノミを保存する際には、同規約に準拠したファイル名で保存することが必要となります。

(3) 提出者を特定するためのコード

EDINET では EDINET コードを使用していますが、当取引所に提出する提出者別タクソノミでは短信サマリ同様 5 桁の証券コードを使用します。そのため、提出者別タクソノミの名前空間 URI、名前空間プレフィックスには、EDINET コードが入力されるべき位置に証券コードを入力します。

※5 桁の証券コードとは、銘柄コード(4 桁)+予備コード(1 桁)のコードを指し、予備コードには、0 を指定してください。(例：銘柄コード‘1000’の場合、5 桁の証券コードは、‘10000’となります)

(4) 名前空間 URI

提出者別タクソノミファイルを一意に識別するための情報である名前空間 URI、名前空間プレフィックスは当取引所で定めた命名規約を適用します。同規約に準拠した名前空間 URI、名前空間プレフィックスを設定することが必要になります。

差異の凡例

本書では、「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」との差異について、以下のように示すこととします。

・「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」の当該記載内容が決算短信における開示の場合も適用される場合

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

・「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」の当該記載内容が決算短信における開示の場合には適用されない場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

はじめに

提出者別タクソノミ作成要領(以下「本書」という。)は、XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式による決算短信財務諸表部分 (以下、「報告書インスタンス」という。)を作成する上で必要となる、提出者別タクソノミの要領を記載したものです。提出者別タクソノミを作成する際には、原則として本書に従ってください。

➤ 前提となる文書

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

➤ 本書の適用範囲

本書は、EDINET タクソノミを拡張して報告書インスタンスを作成する際に適用されます。対象となるタクソノミは、開示府令タクソノミ、特定有価証券開示府令タクソノミ、財務諸表本表タクソノミ、DEI タクソノミ、目次項目アイテムスキーマの5つです。

➤ 略称

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

➤ 参考書類及び添付資料について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

➤ EDINET の XBRL 作成ツールを利用する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

➤ 各種ガイドラインについて

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

➤ TDnet への提出において前提となる文書

報告書インスタンスを作成するにあたって当取引所が提供する前提となる XBRL 関連資料は、以下のとおりです。

表 2 TDnet への提出において前提となる文書

#	文書名
1	タクソノミ解説文書
2	タクソノミ設定規約書

目次

1 提出者別タクソノミの概要.....	1
1-1 提出書類の全体像.....	1
1-1-1 EDINET タクソノミとは.....	1
1-1-2 提出者別タクソノミとは.....	1
1-1-3 報告書インスタンスとは.....	1
1-1-4 マニフェストファイルとは.....	2
1-2 再構成（リキャスト）と再利用（リユーズ）.....	2
1-3 提出者別タクソノミの作成の進め方.....	2
1-3-1 提出する様式の決定と利用するタクソノミの把握.....	2
1-3-1-1 XBRL 対象様式.....	2
1-3-1-2 IFRS 又は米国基準の財務諸表.....	2
1-3-1-3 利用するタクソノミの把握.....	2
2 EDINET タクソノミの見方.....	3
2-1 EDINET タクソノミの見方.....	3
2-1-1 提出する様式の決定と利用するタクソノミの把握.....	3
2-1-1-1 語彙層.....	3
2-1-1-2 関係層.....	3
2-1-2 様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリー.....	3
2-1-3 ミラーについて.....	3
2-1-4 EDINET タクソノミのフォルダ構成.....	3
2-1-5 エントリーポイントとは.....	4
2-2 参照リンクの見方.....	4
2-2-1 参照リンクとは.....	4
2-2-2 参照リンクの内容.....	4
2-2-3 参照リンク定義の規約.....	4
3 提出者別タクソノミ作成前の準備.....	5
3-1 提出者タクソノミ作成前の準備.....	5
3-2 リンクベースファイルの定義の方法.....	5
3-2-1 パターン 1：提出書類全体が XBRL 対象（詳細タグ付けする財務諸表本表あり）.....	5
3-2-2 パターン 2：提出書類全体が XBRL 対象（詳細タグ付けする財務諸表本表なし）.....	5
3-2-3 パターン 3：財務諸表本表のみが XBRL 対象.....	5
3-2-4 パターン 4：監査報告書.....	6

3-3	拡張リンクロールの選択と決定	6
3-3-1	財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL で提出する場合	7
3-3-2	提出書類全体を XBRL で提出する場合	7
3-3-3	財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合	7
3-4	パターン別関係リンクベースファイル	7
3-4-1	パターン別関係リンクベースファイルの名称	8
3-4-2	利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択	8
3-4-2-1	貸借対照表のパターン選択	8
3-4-2-2	損益計算書等のパターンの選択	8
3-4-2-3	包括利益計算書のパターンの選択	8
3-4-2-4	キャッシュ・フロー計算書のパターンの選択	8
3-5	要素の決定	8
3-5-1	包括タグと詳細タグ	8
3-5-1-1	包括タグ	8
3-5-1-2	詳細タグ	9
3-5-2	該当なし要素	9
3-5-3	様式ツリーの要素の決定	9
3-5-4	詳細ツリーの要素の決定	9
3-5-4-1	開示する勘定科目とラベルとの同一性の判断方法	9
3-5-4-2	異なる語彙スキーマの同一ラベルの要素	9
3-5-5	科目一覧ツリーにおける開示する勘定科目と要素との対応付け	9
4	提出者別タクソノミのファイル仕様	10
4-1	スキーマファイルのファイル仕様	10
4-2	ファイル構成	10
4-3	ファイル名	10
4-3-1	スキーマファイルの命名規約	10
4-3-2	名称リンクの命名規約	11
4-3-3	ジェネリックラベルリンクの命名規約	11
4-3-4	表示リンクの命名規約	11
4-3-5	定義リンクの命名規約	12
4-3-6	計算リンクの命名規約	12
4-4	利用可能な文字コードと文字	14
4-5	名前空間宣言	15
4-6	スキーマ宣言	16
4-7	コメント	16
4-8	EDINET タクソノミのインポート	16

4-9	リンクベースファイルの参照.....	17
5	スキーマファイルの作成	18
5-1	拡張リンクロールの追加.....	18
5-1-1	開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約.....	18
5-1-2	拡張リンクロール設定時の注意事項	18
5-2	要素の定義.....	19
5-2-1	要素の命名規約と属性値	19
5-2-1-1	要素の命名規約	19
5-2-1-2	要素 id の命名規約.....	19
5-2-1-3	データ型 (type)	19
5-2-1-4	代替グループ (substitutionGroup 属性)	19
5-2-1-5	期間時点区分 (periodType 属性)	19
5-2-1-6	貸借区分 (balance 属性)	20
5-2-1-7	抽象区分 (abstract 属性)	20
5-2-1-8	nil 設定可否区分 (nillable 属性)	20
5-2-2	定義する要素の種類と設定値.....	20
5-2-2-1	目次項目を表す要素の設定値	20
5-2-2-2	表紙項目を表す要素の設定値	20
5-2-2-3	タイトル項目を表す要素の設定値.....	20
5-2-2-4	該当なし項目を表す要素の設定値.....	20
5-2-2-5	テキストブロックを表す要素の設定値.....	20
5-2-2-6	ディメンション要素の設定値	20
5-2-2-7	業種固有の項目を表す要素の設定値	20
5-2-2-8	連番を付与する項目の設定値	21
6	リンクベースファイルの作成.....	22
6-1	ジェネリックラベルリンクの定義.....	22
6-1-1	ジェネリックラベルリンクとは	22
6-1-2	ジェネリックラベルリンク定義の規約.....	22
6-2	名称リンクの定義.....	22
6-2-1	名称リンクとは.....	22
6-2-2	名称リンクの定義方法.....	22
6-2-3	日本語名称と英語名称について	22
6-2-4	各ラベルの設定例	22
6-2-4-1	冗長ラベルの設定	22
6-2-4-2	ドキュメンテーションラベルの設定値.....	23
6-2-4-3	正值ラベル、負値ラベル等の設定.....	23

6-2-4-4	合計ラベルの設定	23
6-2-4-5	期首ラベル及び期末ラベルの設定	23
6-2-5	キャッシュ・フロー計算書特有の勘定科目	23
6-2-6	名称リンクの上書き及び表示との一致について	23
6-3	表示リンクの定義	23
6-3-1	表示リンクの属性の設定	23
6-3-2	表示リンクの定義の規約	24
6-3-3	表示リンクと表示の整合性	24
6-3-4	様式ツリーの表示リンクの定義	24
6-3-5	詳細ツリーの表示リンクの定義	24
6-3-5-1	表紙	24
6-3-5-2	ディメンションで定義される詳細ツリー	24
6-4	定義リンクの定義	24
6-4-1	定義リンクの属性の設定	24
6-4-1-1	定義リンク（詳細ツリー）の定義	24
6-4-1-2	定義リンク（科目一覧ツリー）の定義	24
6-4-2	定義リンク定義の規約	25
6-4-3	ディメンションの設定	25
6-4-3-1	ディメンションの要素	25
6-4-3-2	ディメンションの設定	25
6-4-3-3	メンバーの追加	25
6-4-3-4	ディメンション定義時の注意事項	25
6-5	計算リンクの定義	25
6-5-1	計算リンクの属性の設定	25
6-5-2	計算リンク定義の規約	25
6-5-3	計算リンク定義時の注意事項	25
6-5-3-1	勘定科目間の期間時点区分が異なる場合	26
6-5-3-2	計算リンクに基づく計算結果の整合性	26
6-5-3-3	ディメンションにおける計算リンク	26
7	提出者別タクソノミを作成する際の注意事項	27
7-1	詳細タグ付けの範囲及び方針	27
7-1-1	財務諸表本表	27
7-1-2	開示府令	27
7-1-3	特定有価証券開示府令	27
7-1-4	大量保有報告府令	27
7-1-5	公開買付府令（自社株又は他社株）	27

7-1-6	ファンドの委託会社の中間財務諸表本表	27
7-1-7	目次のみ記載される場合	27
7-1-8	目次要素を追加した場合	27
7-1-9	府令様式による定型句	27
7-2	訂正報告時の提出ファイル	27
7-3	株主資本等変動計算書	28
7-3-1	EDINET タクソノミにおける各リンクの設定	28
7-3-2	表示リンクの定義	28
7-3-3	計算リンクの定義	28
7-3-4	定義リンクの定義	28
7-4	有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示	28
7-5	シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソノミ	28
7-6	独立監査人の報告書	29
7-7	連番による要素追加	29
7-7-1	繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方	29
7-7-2	注記事項が複数ファイルになる場合	29
7-8	インライン XBRL と計算リンクについて	29
7-9	大量保有報告書提出時の DEI に関する設定	29
8	使用するタクソノミのバージョン	30
8-1	次世代 EDINET タクソノミ	30
8-1-1	DEI	30
8-1-2	財務諸表本表	30
8-1-3	開示府令	30
8-1-4	臨時報告書	30
8-1-5	開示府令 第十七号様式 自己株券買付状況報告書	30
8-1-6	特定有価証券開示府令	30
8-1-7	特定有価証券開示府令 臨時報告書	30
8-1-8	他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書	30
8-1-9	他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書	30
8-1-10	他社株買付府令 第五号様式 公開買付撤回届出書	30
8-1-11	他社株買付府令 第六号様式 公開買付報告書	31
8-1-12	他社株買付府令 第八号様式 対質問回答報告書	31
8-1-13	自社株買付府令	31
8-1-14	大量保有府令	31
8-1-15	内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書	31
8-2	現行 EDINET タクソノミ	31

8-3 IFRS タクソノミ	31
----------------------	----

1 提出者別タクソノミの概要

1-1 提出書類の全体像

EDINET タクソノミを拡張して決算短信財務諸表部分を XBRL 形式により提出する際は、「提出者別タクソノミ」、「報告書インスタンス」及び「マニフェストファイル」を作成します。提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの関係は図 1 のとおりです。

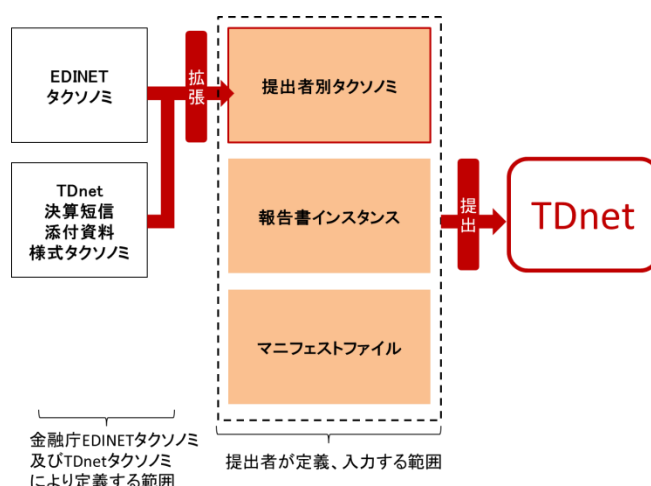


図 1 提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの関係

本書では、「提出者別タクソノミ」の作成について説明しています。

「報告書インスタンス」及び「マニフェストファイル」は当取引所が公開する「報告書インスタンス作成要領」を参照してください。

1-1-1 EDINET タクソノミとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

1-1-2 提出者別タクソノミとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

なお、TDnet への提出では、EDINET タクソノミに加えて「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」をベースタクソノミとして提出者別タクソノミを作成します。

1-1-3 報告書インスタンスとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

1-1-4 マニフェストファイルとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

1-2 再構成（リキャスト）と再利用（リユーズ）

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

1-3 提出者別タクソノミの作成の進め方

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

1-3-1 提出する様式の決定と利用するタクソノミの把握

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

1-3-1-1 XBRL 対象様式

TDnet へ決算短信財務諸表部分を提出する場合は、財務諸表本表をタグ付けする場合は該当します。

様式ごとに提出を行う財務諸表は別表 1 のとおりです。

1-3-1-2 IFRS 又は米国基準の財務諸表

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

1-3-1-3 利用するタクソノミの把握

TDnet における提出方法としては、「パターン 3 財務諸表本表のみを XBRL で作成」に該当します。従って、「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」、内閣府令タクソノミ及び財務諸表本表タクソノミを利用します。ただし、IFRS 財務諸表を詳細タグ付けする場合は、IFRS タクソノミも利用します。

注意 独立監査人の報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

2 EDINET タクソノミの見方

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-1 EDINET タクソノミの見方

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

DEI

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

EDINET と異なる箇所：

大量保有報告書の追加 DEI については、TDnet においては該当しません。

2-1-1 提出する様式の決定と利用するタクソノミの把握

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-1-1-1 語彙層

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-1-1-2 関係層

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-1-2 様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリー

当取引所における様式ツリーは、決算短信添付資料における財務諸表のツリー構造を表したものです。また、財務諸表のツリーを「詳細ツリー」といいます。詳細ツリーのルート要素は、対応する様式ツリーの目次項目を使用し、関連付けを行います。財務諸表における勘定科目の階層構造を表したものを「科目一覧ツリー」といいます。

2-1-3 ミラーについて

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-1-4 EDINET タクソノミのフォルダ構成

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-1-5 エントリーポイントとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-2 参照リンクの見方

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-2-1 参照リンクとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意 参照情報

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-2-2 参照リンクの内容

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

2-2-3 参照リンク定義の規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3 提出者別タクソノミ作成前の準備

3-1 提出者タクソノミ作成前の準備

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意 IFRS 財務諸表を詳細タグ付けしない場合

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-2 リンクベースファイルの定義の方法

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、「名称リンク」では「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」及び EDINET タクソノミを参照してください。

EDINET と異なる箇所：

以下については、決算短信における開示には該当しません。

- ・ジェネリックラベル：提出者別タクソノミで拡張リンクロールを追加する場合、新規設定します。
- ・DEI：大量保有報告書の場合、EDINET タクソノミの大量保有 DEI（定義リンク）を参照し、再利用（リユーズ）でメンバーを追加設定します。

注意 ファイルのパスの変更

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-2-1 パターン 1：提出書類全体が XBRL 対象（詳細タグ付けする財務諸表本表あり）

本章は決算短信における開示には該当しません。

3-2-2 パターン 2：提出書類全体が XBRL 対象（詳細タグ付けする財務諸表本表なし）

本章は決算短信における開示には該当しません。

3-2-3 パターン 3：財務諸表本表のみが XBRL 対象

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

EDINET と異なる箇所：

以下については、決算短信における開示には該当しません。

- ・内閣府令タクソミのロールタイプスキーマのインポート
- ・内閣府令タクソミのジェネリックラベルリンクの参照
- ・提出者別タクソミに含まれる新規のジェネリックラベルリンクへの参照
(財務諸表本表タクソミ、および DEI タクソミに含まれる
ジェネリックラベルリンクへの参照は、EDINET と同様です。)

ただし、「内閣府令タクソミ」、「財務諸表本表タクソミ」及び「DEI タクソミ」に加えて「TDnet 決算短信添付資料様式タクソミ」を利用します。EDINET と同様となる提出者別タクソミのインポート・参照に追加で、図 2 のようにインポート・参照を行います。

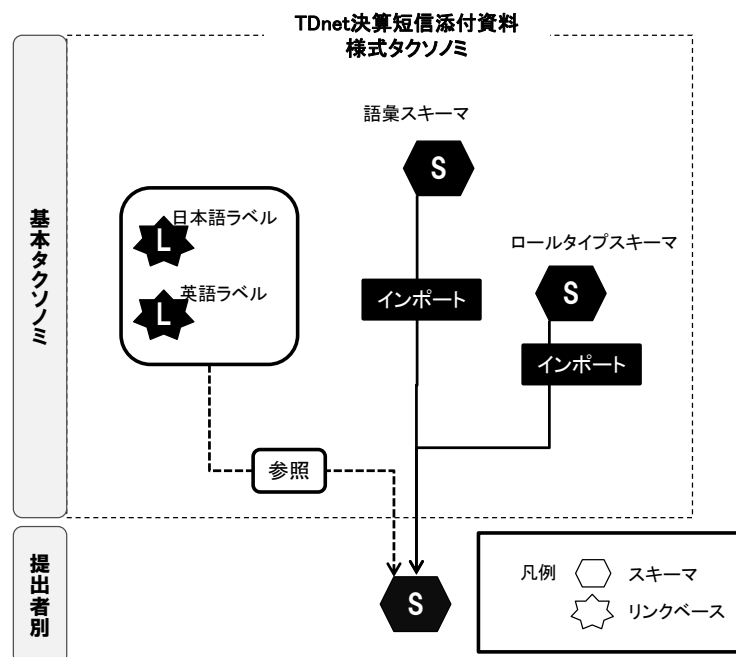


図 2 TDnet 決算短信添付資料様式タクソミの参照・インポート

3-2-4 パターン 4：監査報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

3-3 拡張リンクロールの選択と決定

提出者は提出する書類の目次項目の中で詳細タグ付けが必要な部分（詳細ツリー）を確認します。

利用する拡張リンクロールについては、「3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合」を参照してください。ただし、様式ツリーの拡張リンクロールは「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」のロールタイプスキーマに定義されている拡張リンクロールを利用します。

なお、様式ツリーの「ルート要素」は「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」のスキーマに定義されている要素を使用します。様式ツリーの目次項目と、対応する詳細ツリーのルート要素とは、同一要素を設定することで関連付けされています。

また、財務諸表本表の要素（勘定科目）に不足があれば、科目一覧ツリーに当該科目を追加します。その際に、科目一覧ツリーの拡張リンクロールを利用することに注意します。

EDINET タクソノミで使用している拡張リンクロールの一覧は、金融庁「提出者別タクソノミガイドライン」『添付 3 拡張リンクロール一覧』を参照してください。また、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールは、「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」及び EDINET タクソノミに定義されています。「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」に設定されている拡張リンクロール、EDINET タクソノミの拡張リンクロールから「_std」を除いた名称が設定されている拡張リンクロールが、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールです。詳細は、「5 章 スキーマファイルの作成 5-1 拡張リンクロールの追加 5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約」を参照してください。

3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL で提出する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

3-3-2 提出書類全体を XBRL で提出する場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、様式ツリーの拡張リンクロール及び「ルート要素」は「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」を利用します。

3-4 パターン別関係リンクベースファイル

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-4-1 パターン別関係リンクベースファイルの名称

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意 各表の見方

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-4-2-1 貸借対照表のパターン選択

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-4-2-2 損益計算書等のパターンの選択

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-4-2-3 包括利益計算書のパターンの選択

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-4-2-4 キャッシュ・フロー計算書のパターンの選択

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5 要素の決定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-1 包括タグと詳細タグ

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-1-1 包括タグ

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-1-2 詳細タグ

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-2 該当なし要素

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-3 様式ツリーの要素の決定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-4 詳細ツリーの要素の決定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-4-1 開示する勘定科目とラベルとの同一性の判断方法

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-4-2 異なる語彙スキーマの同一ラベルの要素

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

3-5-5 科目一覧ツリーにおける開示する勘定科目と要素との対応付け

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

4 提出者別タクソノミのファイル仕様

4-1 スキーマファイルのファイル仕様

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

4-2 ファイル構成

提出者別タクソノミの作成単位は、決算短信、四半期決算短信、特別事業会社第2四半期決算短信、中間決算短信の単位で一つです。従って、連結財務諸表と個別財務諸表の両方を開示する場合においても、作成する提出者別タクソノミは1つとなります。

IFRSタクソノミを利用する場合は、1つの報告書に対して複数のタクソノミを作成します。

4-3 ファイル名

4-3-1 スキーマファイルの命名規約

提出者別タクソノミのスキーマファイル名の命名規約は次のとおりです。各設定値については、表2をご参照ください。

スキーマ：

tse-`{報告書}``{報告書詳細区分}`-`{証券コード}`-`{期末日}`-`{提出回数}`-`{提出日}`.xsd

図3 スキーマファイルの命名規約

表3 提出者別タクソノミのファイル名の命名規約で用いられる値

#	項目	設定値	説明
1	{期区分}	a	通期
2		s	特定事業会社第2四半期／ 中間期
3		q	四半期
4	{連結・非連結区分}	c	連結
5		n	非連結
6	{報告区分}	edjp	決算短信（普通株式）（日本 基準）
		edus	決算短信（普通株式）（米国 基準）
		edif	決算短信（普通株式）（IFRS）

#	項目	設定値	説明
			※EDINET タクソノミを利用する場合
		edit	決算短信(普通株式)(IFRS) ※IFRS タクソノミを利用する場合
		rejp	決算短信 (REIT)
		efjp	決算短信 (ETF)
7	{報告書詳細区分}	fr	決算短信財務諸表部分
8	{証券コード}	貴社の証券コード (5桁)	証券コード協議会が保持する5桁の証券コード
9	{期末日}	YYYY-MM-DD	報告対象期間の期末日
10	{提出回数}	数値 (2桁)	「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。
11	{提出日}	YYYY-MM-DD	「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

4-3-2 名称リンクの命名規約

提出者別タクソノミの名称リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

名称リンク (日本語) :

tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-lab.xml

名称リンク (英語) :

tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-lab-en.xml

図 4 名称リンクベースファイルの命名規約

4-3-3 ジェネリックラベルリンクの命名規約

本章は決算短信における開示には該当しません。

4-3-4 表示リンクの命名規約

提出者別タクソノミの表示リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

表示リンク :

tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}-{期末日}-{提出回数}-{提出日}-pre.xml

図 5 表示リンクベースファイルの命名規約

4-3-5 定義リンクの命名規約

提出者別タクソノミの定義リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

定義リンク：

tse-`{報告書}``[{報告書詳細区分}]`-`{証券コード}`-`{期末日}`-`{提出回数}`-`{提出日}`-def.xml

図 6 定義リンクベースファイルの命名規約

4-3-6 計算リンクの命名規約

提出者別タクソノミの計算リンクベースファイル名の命名規約は次のとおりです。

計算リンク：

tse-`{報告書}``[{報告書詳細区分}]`-`{証券コード}`-`{期末日}`-`{提出回数}`-`{提出日}`-cal.xml

図 7 計算リンクベースファイルの命名規約

ファイル名の例として、通期決算短信の例を以下に示します。

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、日本基準）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00010

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名（普通株式、日本基準、連結並びに個別財務諸表）

スキーマ：tse-acedjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd

表示リンク：tse-acedjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml

計算リンク：tse-acedjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml

定義リンク：tse-acedjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml

名称リンク（日本語）：tse-acedjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml

名称リンク（英語）：tse-acedjpfr-00010-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml

図 8 提出者別タクソノミのファイル名の例（1）

条件

提出報告書：通期決算短信（連結、米国基準）

開示情報：適時開示（普通株式）

証券コード：00020

期末日：2014年3月31日

提出回数：初回提出

提出日：2014年5月1日

ファイル名 (米国基準、連結並びに個別財務諸表)
 スキーマ : tse-acedusfr-00020-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd
 表示リンク : tse-acedusfr-00020-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml
 計算リンク : tse-acedusfr-00020-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml
 定義リンク : tse-acedusfr-00020-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml
 名称リンク (日本語) : tse-acedusfr-00020-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml
 名称リンク (英語) : tse-acedusfr-00020-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml

図 9 提出者別タクソノミのファイル名の例 (2)

条件
 提出報告書 : 通期決算短信 (連結、IFRS)
 開示情報 : 適時開示 (普通株式)
 証券コード : 00030
 期末日 : 2014 年 3 月 31 日
 提出回数 : 初回提出
 提出日 : 2014 年 5 月 1 日
 ファイル名 (IFRS、連結財務諸表)
 スキーマ : tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd
 表示リンク : tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml
 計算リンク : tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml
 定義リンク : tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml
 名称リンク (日本語) : tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml
 名称リンク (英語) : tse-aceditfr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml
 ファイル名 (日本基準、個別財務諸表)
 スキーマ : tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd
 表示リンク : tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml
 計算リンク : tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml
 定義リンク : tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml
 名称リンク (日本語) : tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml
 名称リンク (英語) : tse-acediffr-00030-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml

図 10 提出者別タクソノミのファイル名の例 (3)

条件
 提出報告書 : 通期決算短信
 開示情報 : 適時開示 (REIT)
 証券コード : 00040

期末日 : 2014年3月31日
提出回数 : 初回提出
提出日 : 2014年5月1日
ファイル名 (REIT、財務諸表)
スキーマ : tse-acrejpfr-00040-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd
表示リンク : tse-acrejpfr-00040-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml
計算リンク : tse-acrejpfr-00040-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml
定義リンク : tse-acrejpfr-00040-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml
名称リンク (日本語) : tse-acrejpfr-00040-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml
名称リンク (英語) : tse-acrejpfr-00040-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml

図 11 提出者別タクソノミのファイル名の例 (4)

条件
提出報告書 : 通期決算短信
開示情報 : 適時開示 (ETF)
証券コード : 00050
期末日 : 2014年3月31日
提出回数 : 初回提出
提出日 : 2014年5月1日
ファイル名 (ETF、財務諸表)
スキーマ : tse-acefjpfr-00050-2014-03-31-01-2014-05-01.xsd
表示リンク : tse-acefjpfr-00050-2014-03-31-01-2014-05-01-pre.xml
計算リンク : tse-acefjpfr-00050-2014-03-31-01-2014-05-01-cal.xml
定義リンク : tse-acefjpfr-00050-2014-03-31-01-2014-05-01-def.xml
名称リンク (日本語) : tse-acefjpfr-00050-2014-03-31-01-2014-05-01-lab.xml
名称リンク (英語) : tse-acefjpfr-00050-2014-03-31-01-2014-05-01-lab-en.xml

図 12 提出者別タクソノミのファイル名の例 (5)

4-4 利用可能な文字コードと文字

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

BOM

本章は決算短信における開示には該当しません。

4-5 名前空間宣言

提出者別タクソノミの名前空間 URI 及び名前空間プレフィックスの命名規約は以下の通りです。

表 4 提出者別タクソノミの名前空間 URI の命名規約

提出者別タクソノミの名前空間 URI の命名規約
http://www.xbrl.tdnet.info/jp/tse/tdnet/{期区分}{連結・非連結区分} / {報告区分} / {報告書詳細区分} / {証券コード} / {期末日} / {提出回数} / {提出日}

表 5 提出者別タクソノミの名前空間プレフィックスの命名規約

提出者別タクソノミの名前空間プレフィックスの命名規約
tse-{報告書}{報告書詳細区分}-{証券コード}

なお、その他の名前空間宣言については、次の表を参考にして必要に応じて設定し、不要な名前空間宣言はしないでください。

表 6 提出者別タクソノミに設定する名前空間プレフィックス及び名前空間 URI の例

No	名前空間 プレフィックス	名前空間 URI	備考
1	xsd	http://www.w3.org/2001/XMLSchema	XML Schema 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
2	xlink	http://www.w3.org/1999/xlink	XLink 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
3	link	http://www.xbrl.org/2003/linkbase	XBRL仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
4	num	http://www.xbrl.org/dtr/type/numeric	XBRL仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
5	nonnum	http://www.xbrl.org/dtr/type/non-numeric	XBRL仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
6	gen	http://xbrl.org/2008/generic	XBRL仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
7	提出者別タクソノミと同一の名	参照先となる提出者別タクソノミの名前空間URI	詳細は表 4 及び表 5 を参照ください。

	前空間プレフィックス		
8	jp{府令略号}{-{報告書略号}}_cor	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{府令略号}{-{報告書略号}}/{タクソノミ日付}/jp{府令略号}{-{報告書略号}}_cor	府令別(報告書別)語彙スキーマの名前空間宣言
9	jppfs_cor	http://disclosure.EDINET-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日付}/jppfs_cor	財務諸表本表語彙スキーマの名前空間宣言
10	jpdei_cor	http://disclosure.EDINET-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日付}/jpdei_cor	DEI語彙スキーマの名前空間宣言
11	xbrldt	http://xbrl.org/2005/xbrldt	Dimension1.0 で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 ※ディメンションを設定する場合に使用
12	iod	http://disclosure.EDINET-fsa.go.jp/taxonomy/common/{タクソノミ日付}/iod	目次項目アイテムスキーマの名前空間宣言

4-6 スキーマ宣言

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

4-7 コメント

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

4-8 EDINET タクソノミのインポート

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

なお、「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」についても表 7 のとおりインポートを行います。

表 7 インポートする TDnet タクソノミの一覧

No	スキーマファイル	URI (上段)、ファイル名 (下段)	備考
1	語彙スキーマ	http://www.xbrl.tdnet.info/taxonomy/jp/tse/tdnet/at/t/{タクソノミ日付}	TDnetタクソノミに用意されている決算短信添付資料様式ツリーの「ルート要素」を設定します。必ずインポートします。
		tse-at-t-{タクソノミ日付}.xsd	
2	ロールタイプスキーマ	http://www.xbrl.tdnet.info/taxonomy/jp/tse/tdnet/at/o/rt/{タクソノミ日付}	TDnetタクソノミに用意されている決算短信添付資料様式ツリーの拡張リンクロールを設定します。必ずインポートします。
		tse-at-rt-{タクソノミ日付}.xsd	

4-9 リンクベースファイルの参照

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

なお、「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」についても表 8 のとおり参照します。

表 8 TDnet タクソノミのリンクベースファイル参照先 URI の一覧

No	リンクベースファイル	URI (上段)、ファイル名 (下段)	備考
1	名称リンク (日本語)	http://www.xbrl.tdnet.info/taxonomy/jp/tse/tdnet/at/t/{タクソノミ日付}/tse-at-t-{タクソノミ日付}-lab	TDnetタクソノミに用意されている決算短信添付資料様式ツリーの「ルート要素」の日本語名称を設定します。必ず参照します。
		tse-at-t-{タクソノミ日付}-lab.xsd	
2	名称リンク (英語)	http://www.xbrl.tdnet.info/taxonomy/jp/tse/tdnet/at/t/{タクソノミ日付}/tse-at-t-{タクソノミ日付}-lab-en	TDnetタクソノミに用意されている決算短信添付資料様式ツリーの「ルート要素」の英語名称を設定します。必ず参照します。
		tse-at-t-{タクソノミ日付}-lab-en.xsd	

EDINET と異なる箇所：

図表 4-9-1 の「No.4 大量保有報告書の追加 DEI(定義リンク)」は該当しません。

5 スキーマファイルの作成

5-1 拡張リンクロールの追加

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、EDINET タクソノミ及び「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」に用意されているもの以外の拡張リンクロールは追加しないでください。

注意 拡張リンクロールの提供について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

ただし、EDINET タクソノミに用意されているもの以外の拡張リンクロールは追加しないでください。

5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

なお、「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」の拡張リンクロールについては表 9 のとおりです。

表 9 「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」の拡張リンクロール設定値

roleID	RoleAttachedDocument
roleURI	http://www.xbrl.tdnet.info/jp/tse/tdnet/role/RoleAttachedDocument
definition	Attached Document
usedOn	presentationLink
宣言箇所	Tse-at-rt-{タクソノミ日付}.xsd

修飾語について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-1-2 拡張リンクロール設定時の注意事項

拡張リンクロール設定時に、様式ツリー及び詳細ツリーの拡張リンクロールにおいて、「ルート要素」は一つの拡張リンクロールについて一つとします。様式ツリーの「ルート要素」は「TDnet 決算短信添付資料様式タクソノミ」に定義された要素を利用します。

5-2 要素の定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1 要素の命名規約と属性値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1-1 要素の命名規約

注意 要素名の変更について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

LC3による命名法

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

優先度のある要素について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1-2 要素 id の命名規約

要素 id の命名例について以下に示します。

条件 名前空間プレフィックス：tse-acedjpfr-00010 要素名： Inventories 要素 id tse-acedjpfr-00010_Inventories

図 13 要素 id の命名例

5-2-1-3 データ型 (type)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1-4 代替グループ (substitutionGroup 属性)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1-5 期間時点区分 (periodType 属性)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1-6 貸借区分 (balance 属性)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意 貸借区分を設定しない例

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1-7 抽象区分 (abstract 属性)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-1-8 nil 設定可否区分 (nillable 属性)

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2 定義する要素の種類と設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-1 目次項目を表す要素の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-2 表紙項目を表す要素の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-3 タイトル項目を表す要素の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-5 テキストブロックを表す要素の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-6 デイメンション要素の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-7 業種固有の項目を表す要素の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

5-2-2-8 連番を付与する項目の設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6 リンクベースファイルの作成

6-1 ジェネリックラベルリンクの定義

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-1-1 ジェネリックラベルリンクとは

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-1-2 ジェネリックラベルリンク定義の規約

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-2 名称リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-1 名称リンクとは

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-2 名称リンクの定義方法

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-3 日本語名称と英語名称について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-4 各ラベルの設定例

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-4-1 冗長ラベルの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意 冗長ラベル設定時の注意事項

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-4-2 ドキュメンテーションラベルの設定値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-4-3 正值ラベル、負値ラベル等の設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意 正值ラベル及び負値ラベル設定時の注意事項

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-4-4 合計ラベルの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-4-5 期首ラベル及び期末ラベルの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-5 キャッシュ・フロー計算書特有の勘定科目

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-2-6 名称リンクの上書き及び表示との一致について

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

注意 priority 属性の値

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-3 表示リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-3-1 表示リンクの属性の設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

表示リンクによる項目名称の切替え

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-3-2 表示リンクの定義の規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

EDINET と異なる箇所：

図表 6-3-3 内の「ディメンション（財務諸表本表以外）」は該当しません。

6-3-3 表示リンクと表示の整合性

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-3-4 様式ツリーの表示リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-3-5 詳細ツリーの表示リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-3-5-1 表紙

本章は決算短信における開示には該当しません。

6-3-5-2 ディメンションで定義される詳細ツリー

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4 定義リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-1 定義リンクの属性の設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-1-1 定義リンク（詳細ツリー）の定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-1-2 定義リンク（科目一覧ツリー）の定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-2 定義リンク定義の規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-3 ディメンションの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-3-1 ディメンションの要素

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-3-2 ディメンションの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-3-3 メンバーの追加

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-4-3-4 ディメンション定義時の注意事項

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-5 計算リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

連結財務諸表で計算リンクを設定する様式

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-5-1 計算リンクの属性の設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-5-2 計算リンク定義の規約

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-5-3 計算リンク定義時の注意事項

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-5-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-5-3-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

6-5-3-3 デイメンションにおける計算リンク

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項

7-1 詳細タグ付けの範囲及び方針

詳細タグ付けの範囲については、別表 1 のとおりです。

7-1-1 財務諸表本表

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-1-2 開示府令

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-1-3 特定有価証券開示府令

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-1-4 大量保有報告府令

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-1-5 公開買付府令（自社株又は他社株）

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-1-6 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-1-7 目次のみ記載される場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-1-8 目次要素を追加した場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-1-9 府令様式による定型句

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-2 訂正報告時の提出ファイル

XBRL の訂正報告を行う場合は、初回提出時と同じバージョンのタクソノミを使用し、訂正後の XBRL ファイル一式（提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル）を再提出します。IFRS 財務諸表の XBRL を併せて提出している場合は、訂正

箇所が IFRS 財務諸表の内か否かにかかわらず、IFRS 財務諸表を含むインライン XBRL のファイル一式を再提出します。

表紙の「提出日」は、当初提出日のまま変更しません。

ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。

(注意点 1) ファイル命名規約に従い、ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}をインクリメント (1 ずつ増加) します。

(注意点 2) ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}が一致していることを確認します。

(注意点 3) 当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。

なお、ファイルの命名規約は、「4 章 提出者別タクソノミのファイル仕様 4-3-1 スキーマファイルの命名規約」及び「報告書インスタンス作成要領」を参照してください。

XBRL の訂正内容に応じて変更が必要になる場合を除き、提出者別タクソノミの作成において初回提出の場合又は訂正再提出の場合で、作成方法が変わることはありません。

7-3 株主資本等変動計算書

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-3-1 EDINET タクソノミにおける各リンクの設定

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-3-2 表示リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-3-3 計算リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-3-4 定義リンクの定義

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-4 有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-5 シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソノミ

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-6 独立監査人の報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-7 連番による要素追加

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-7-1 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-7-2 注記事項が複数ファイルになる場合

本章は決算短信における開示には該当しません。

7-8 インライン XBRL と計算リンクについて

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

7-9 大量保有報告書提出時の DEI に関する設定

本章は決算短信における開示には該当しません。

8 使用するタクソノミのバージョン

8-1 次世代 EDINET タクソノミ

次世代 EDINET タクソノミのバージョン、開示書類の種類及び対象期間は「8-1-1 DEI」、
「8-1-2 財務諸表本表」、「8-1-3 開示府令」、「8-1-6 特定有価証券開示府令」を参照してく
ださい。

8-1-1 DEI

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

8-1-2 財務諸表本表

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

8-1-3 開示府令

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

8-1-4 臨時報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-5 開示府令 第十七号様式 自己株券買付状況報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-6 特定有価証券開示府令

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。

8-1-7 特定有価証券開示府令 臨時報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-8 他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-9 他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-10 他社株買付府令 第五号様式 公開買付撤回届出書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-1 1 他社株買付府令 第六号様式 公開買付報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-1 2 他社株買付府令 第八号様式 対質問回答報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-1 3 自社株買付府令

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-1 4 大量保有府令

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-1-1 5 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書

本章は決算短信における開示には該当しません。

8-2 現行 EDINET タクソノミ

TDnet への提出は禁止します。

8-3 IFRS タクソノミ

金融庁「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」と同様とします。